

令和8年度 貝塚市奨学生募集要項（高等学校等用）

貝塚市教育委員会

貝塚市奨学資金貸付制度は、向学心に富みながら経済的理由で、修学の困難なものに学資を貸与して、教育の機会均等をはかることを目的としています。

1. 出願の資格

- 次の条件に該当する学徒に限ります。
- ① 本人又はその保護者が貝塚市の住民基本台帳に記録されていること。
 - ② 学生・生徒として所定の学業を修めることができる者で、経済的な理由により修学が困難なもの。
 - ③ 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、または専修学校(高等課程)に進学すること。
 - ④ 保護者に係る貝塚市税について滞納がないこと。(徴収猶予中、分割納付誓約書に基づく分割納付中の場合を除く。)

2. 願書受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）（締切日厳守）

3. 提出書類

- ① 奨学生願書
現在在学している学校長の公印もしくは最終学歴学校長の公印を押すこと。
願書裏面の「記入上の注意事項」をよく読んで記入すること。
- ② 本人の住民票(世帯全員の写しで、世帯主氏名・続柄のわかるもの)
- ③ 保護者の住民票(世帯全員の写しで、世帯主氏名・続柄のわかるもの)
(本人と同一世帯の場合は省略可)
- ④ 課税に関する証明書
(令和8年1月1日以降に発行のもの)
本人及び保護者の世帯で18歳以上のすべての者及び18歳未満で所得のある者全員の「令和6年度市民税課税証明書」又は「非課税証明書」
- ⑤ 納税に関する証明書
(令和8年1月1日以降に発行のもの)
本人及び保護者の世帯で18歳以上のすべての者及び18歳未満で所得のある者全員の「未納がない証明」(分割納付誓約書に基づく分割納付中の者は、分割納付誓約書の写し)
- ⑥ 奨学資金返還計画書
借用人(奨学生本人)及び連帯保証人(保護者)が記名(自署)、押印し、返還計画を記入すること。
- ⑦ 返還に係る自動払込利用申込書(預金口座振替依頼書)
借用人(奨学生本人)もしくは連帯保証人(保護者)の預貯金口座を記入し、金融機関お届け印を押印すること。(3枚複写)

4. 奨学生の選定

別紙奨学生選定基準に基づき選定します。(ただし、各年度の予算の範囲内とします。)
基準を満たしているか分からぬ場合は、学校教育課 担当へお尋ねください。

(世帯全員の所得状況及び住民税課税状況が必要です。)

所得、課税状況が不明な場合は、「貝塚市奨学生選定事前審査申請書」(学校教育課で配付)を持参の上、学校教育課までお越しください。

5. 貸与額

入学支度金 (10,000円単位)

区分		貸与額
高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部を含む)	国公立	50,000 円を限度として希望する額
	私立	150,000 円を限度として希望する額
専修学校 高等課程	国公立	50,000 円を限度として希望する額
	私立	150,000 円を限度として希望する額

6. 奨学資金(入学支度金)の貸付

入学校が決定しましたら、貸与兼振込依頼書及び合格を証明する書類をご提出ください。
ご提出いただいたてから、入学支度金の貸付までに最大で3週間程度の日数を要します。
入学支度金は、奨学生ご本人の口座に貸付します。

7. 奨学資金の返還

奨学資金は貸与ですから、学校を卒業または退学後必ず返還しなければなりません。入学支度金の返還は、卒業予定の年の10月から3年以内に返還することになります。
この期間内で返還が完了する場合は無利子となりますが、正当と認められる事由がなく返還を延滞した場合は、延滞利子(年率10.75%)がかかりますのでご注意ください。

8. 問合せ・提出先

貝塚市教育委員会 教育部 学校教育課

(住所) 〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 市役所 5階

(電話) 072-433-7108 (直通)

※選定・不選定の通知は2月中旬頃本人に通知します。